税務訴訟資料 徴収関係判決 令和2年判決分(順号2020-27)

大阪高等裁判所 令和●●年(○○)第●●号 公売処分取消請求控訴事件 国側当事者・国(大阪国税局長)

令和2年11月26日原判決取消・却下・上告

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(○○)第●●号、令和2年3月12日判決、本資料・徴収関係判決平成31年(令和元年)判決分(順号2020-9))

判決

控訴人(1審原告) X 被控訴人(1審被告) 国

同代表者法務大臣 上川 陽子 処分行政庁 大阪国税局長

小原 昇

 同指定代理人
 石間 大輔

 同
 井上 裕貴

 同
 小泉 雄寛

 同
 田中 久恵

 同
 森本 秀章

园 玉田 妙子

主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 原判決別紙物件目録 1 記載の土地に対する令和元年 8 月 2 2 日付公売通知書記載の公売処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、大阪国税局長による令和元年8月22日付公売通知書 (以下「本件通知書」という。)に記載された原判決別紙物件目録1記載の土地(以下「本件 土地」という。)に対する公売処分を受けたとして、その取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の上記請求を、大阪国税局長が令和元年8月22日付けで本件土地について した公売公告処分の取消しを求めるものであると判断したうえで、上記処分について違法事由 は認められないとして、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服とした控訴人が控訴した。

2 前提事実

原判決4頁4行目中の「その後」から6行目までを削除し、行を改め、次のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の1のとおりであるから、これを引用する。

- 「(10) 原審は、令和2年1月31日、口頭弁論を終結し、同年3月12日、原判決を言い渡したところ、同月26日、控訴人が控訴した。
 - (11) 国税不服審判所長は、同年4月9日、本件審査請求の対象を本件土地の「公売(公売処分)」及び「売却決定処分」であると判断し、「公売処分」という国税に関する法律に基づく処分はなく、また、本件土地の売却決定処分はいまだされていないから、本件審査請求は、その対象となる国税に関する法律に基づく処分が特定されていないか、存在しないものであり、不適法であるとして、本件審査請求を却下した(以下「本件裁決」という。乙6)。
 - (12) 大阪国税局長は、本件審査請求が却下されたことから、留保していた本件土地の換価手続を続行することとし、令和2年6月4日、本件処分により公告した本件土地の売却決定の日時を、令和2年6月15日午前11時00分に、買受代金の納付期限を同日午後3時00分に変更し、その旨を公告し、上記の変更にかかる通知書が同月5日、控訴人に到達した(乙7の1ないし4)。
 - (13) 大阪国税局長は、令和2年6月15日、本件土地の最高価申込者に対して売却決定を行った(以下「本件売却決定」という。乙8)。」
- 3 争点及び争点に関する当事者の主張
 - 後記(1)のとおり付加補正し、後記(2)のとおり、当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第2の2のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決6頁20行目の次に行を改め、次のとおり加える。
 - 「大阪国税局長は、令和元年5月29日付交付要求通知書に係る交付要求について、同年8月28日付交付要求解除通知書によりこれを解除すると同時に、改めて同日付交付要求書による交付要求をした。同年5月29日付交付要求通知書においても、同年8月28日付交付要求通知書においても、いずれも本件土地の換価の基礎となる同月22日付公売通知書記載の滞納国税等が記載されている。」
- (2) 当審における当事者の補充主張
 - ア 本件訴えの請求の特定の有無

(被控訴人の主張)

公売とは、公売公告、最高価申込者の決定、売却決定等の一連の手続の総称にすぎず、「公売処分」という処分は存在しないから、「公売処分」との記載によっては、公売手続における処分行政庁の一連の行為のうち、どの行為を取消請求の対象とするのか不明である。したがって、本件訴えは請求の特定を欠く不適法なものというほかない。

(控訴人の主張)

国税滞納処分として、差押処分、公売(換価)処分、配当(充当)処分がある。国税徴収法第94条は「税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない」旨規定し、また、不動産登記法第115条には公売処分による登記が規定

されている。さらに、控訴人は、公売通知書を受領すると、本件土地について国税徴収 法の手続に従い公売処分を受けるべき地位に立たされる。以上のとおり、公売処分は、 国税に関する法律に基づく行政処分であるといえる。

イ 審査請求前置の有無

(被控訴人の主張)

控訴人は、本件審査請求の対象となる処分について、審査請求書において、「③公売」に丸を付けた上、あらかじめ用意された書式の「a公売公告、b最高価申込者の決定、c売却決定、d配当」のいずれにも丸を付けることなく、「⑥公売処分」と記載し、国税不服審判所からの補正の求めに対しても、「公売処分」及び「売却決定処分」の取消しを求める旨回答した。しかしながら、「公売処分」との記載によっては、処分は特定されず、また、「売却決定処分」は当時いまだされていなかったのであるから、審査請求の対象となる処分の特定を欠くか、いまだされていない処分を対象とするものであるとして、審査請求を却下した本件裁決は正当である。よって、本件訴えは適法な不服申立ての前置を欠くものである。

(控訴人の主張)

令和元年8月30日時点で公売通知書記載の「公売に係る国税」は消滅しているところ、 本件審査請求はその後に申し立てたものであるから、不適法ではない。

ウ 訴えの利益

(被控訴人の主張)

本件訴え及び本件審査請求の対象となる処分が本件処分であると特定されるとしても、公売公告の目的は、公売財産の需要を喚起し、高価有利な買受申し込みを誘引することにあるから、買受の申し込みに対する承諾にあたる売却許可決定をした後は、公売公告は目的を達し、その法的効果は消滅すると解され、すでに本件売却決定がされた現時点ではもはや本件処分の取消しを求める訴えの利益は消滅している。

(控訴人の主張)

控訴人は、公売公告ではなく、公売処分の取消しを求めているのであるから、訴えの利益は消滅していない。

エ 本件公売処分の適法性

(控訴人の主張)

大阪国税局長は、控訴人に対し、交付要求にかかる財産を、大阪府枚方市●●雑種地549平方メートルとし、滞納にかかる国税として、令和元年8月22日付公売通知書(甲9)に記載されている3個の滞納国税等を記載した同年5月29日付交付要求通知書(甲13)を送付した。その後、同年8月30日、控訴人は、上記の交付要求通知書を解除する旨が記載された同月28日付交付要求解除通知書(甲14)を受領した。このため、国税徴収法第84条第1項の規定に基づき、同月22日付公売通知書に記載されている3個の相続税額は全て消滅し、控訴人は滞納者ではなくなった。

したがって、同月22日付公売通知書記載の滞納国税等が同月30日時点で全て消滅しているから、本件土地の公売処分が違法であることは極めて明白である。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えの請求の特定の有無について

控訴人は、訴状において、本件訴えにより取消しを求める対象を本件通知書に記載された本件土地に対する公売処分と記載している。

公売とは、滞納者の財産から租税債権を強制的に徴収するために、国又は地方公共団体が自ら納税義務者の財産を差し押さえて租税債権の満足を図る手続である滞納処分において、差押財産を換価するために国税徴収法により定められた一連の手続の総称である。公売には、その手続の進行に応じて、公売公告、公売の通知、見積価額の決定・公告、入札・開札、最高価申込者の決定、売却決定等の各手続があるところ、控訴人が本件土地を換価されることを不服としていることは明らかであり、本件審査請求における令和元年9月10日付の審査請求書においても公売処分の全部の取消しを求めると記載していること(甲15)に鑑みれば、控訴人の訴状の上記記載は、本件訴えにおいて、本件土地に対する一連の公売手続の全ての取消しを求める趣旨であると解されるものの、本件訴えが提起された令和元年9月17日時点では、上記の各手続のうち本件処分のみがなされていたこと(前記前提事実(7)、(9))を踏まえれば、控訴人の合理的意思としては、少なくとも本件処分の取消しを求めて、本件訴えを提起したものと解される。

したがって、本件訴えにおける請求は、特定されていないとはいえない。

2 本件訴えの利益について

(1)公売公告は、差押不動産の売買契約の申込みを誘引するものであって、これに応じてなされた売買契約の申込みにあたる入札を経て、最高価申込者に対する売買の承諾の意思表示である売却決定がなされれば、その目的を達したものといえるから、遅くとも上記売却決定がなされたときに、その法的効果を失うものと解するのが相当である。しかるところ、本件では、大阪国税局長は、令和2年6月15日、本件土地の最高価申込者に対して売却決定を行っている(前記前提事実(13))のであるから、本件処分の対象である公売公告の効力はすでに消滅しているといえる。

したがって、控訴人に本件処分の取消しを求める訴えの利益があるとは認められないから、本件訴えは、不適法である。

(2) これに対し、控訴人は、本件訴えにより、公売処分の取消しを求めているとして、訴えの利益は消滅していないと主張する。

確かに、上記(1)のとおり、本件訴え提起後の公売手続の進行により、売却決定にまで至っており、控訴人が改めて控訴状において公売処分の取消しを求めていることをも併せれば、控訴人は、当審において、公売公告だけでなく、売却手続までの全ての手続の取消しを求めているものと解する余地もある。

しかし、公売が差押財産を換価するための手続であることからすれば、公売公告はもとより、公売公告より後の最高価申込者の決定までの各手続についても、公売公告と同様に、最高価申込者に対する売却決定によりその目的を達したものと解するのが相当であるから、これらの手続にかかる処分については、売却決定によりその効力は消滅したものといえる。また、売却決定については、本件裁決において、存在しない処分に対する審査を求めるものであり不適法であるとして却下されており(前記前提事実(11))、仮に本件訴えの対象であると解したとしても、適法な審査請求を経たものとは認められず、不適法な訴えと

なるにすぎない。そうすると、本件訴えの対象にこのような売却決定が含まれるとしても、 本件の訴えの利益があることを肯定することは困難であるというほかない。

したがって、本件訴えについて、訴えの利益があるとする控訴人の上記主張は採用しえない。

3 結論

そうすると、控訴人の訴えは不適法なものであるから却下すべきところ、これを棄却した原 判決は、現時点では不当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消したうえ、本件 訴えを却下することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐村 浩之

裁判官 川畑 公美

裁判官 松山 昇平